

神奈川県個人情報保護審査会審議要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県個人情報保護審査会規則（平成2年神奈川県規則第57号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、神奈川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において実施機関から諮問を受けた審査請求を審議するのに必要な事項を定める。

(補佐人)

第2条 神奈川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、審査請求人その他の関係者が、神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号。以下「条例」という。）条例第42条第3項又は第43条の規定により、口頭での意見又は説明を述べるに当たって、補佐人の付添いを申し出た場合において、その申出が相当であるときは、補佐人の付添いを認めることができる。

(意見等の陳述人の数)

第3条 条例第42条第3項又は第43条の規定により、口頭での意見又は説明を述べる者の数は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ5人以内とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、5人の数を増加することができる。

- (1) 審査請求人、審査請求人の代理人、補佐人その他の関係者
- (2) 参加人、参加人の代理人、補佐人その他の関係者
- (3) 諮問した実施機関の職員その他の関係者

(指名委員による意見等の聴取)

第4条 審査会は、必要と認めるときは、審査会が指名する委員（以下「指名委員」という。）に、条例第42条第3項又は第43条の規定による審査請求人、諮問した実施機関の職員その他の関係者の口頭での意見又は説明を聴かせることができる。この場合において、指名委員は、審査請求人、諮問した実施機関の職員その他の関係者の口頭での意見又は説明の概要を記載した調書を作成し、審査会に報告しなければならない。

(現地等調査)

第5条 審査会は、実施機関から説明を受けた事案の審議を行うため必要と認めるときは、当該事案に係る現地等の調査を行うことができる。

- 2 前項の現地等の調査は、指名委員に行わせることができる。この場合において、指名委員は、当該現地等の調査に係る調書を作成し、審査会に報告しなければならない。

(存否に関する情報の取扱い)

第6条 審査会は、諮問をした実施機関から、条例第21条、条例第30条又は条例第37条の規定により、存否を明らかにせずに請求を拒んだ保有個人情報の取扱いについて、特別な配慮を必要とするものである旨の申出を受けた場合において、当該保有個人情報の存否を明らかにすることを求めようとするときは、当該実施機関の意見を聴くものとする。

(除斥の手續)

第7条 規則第7条に規定する特別の利害関係を有する委員に係る決議については、当該委員は、関与することができない。

(議事録の作成)

第8条 審査会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

(細則)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査会の会議に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って別に定める。

附 則

1 この要領は、平成12年4月1日から実施する。

2 この要領の施行前に旧要領の規定によって行われた処分、手續その他の行為でこの要領の施行の際現に効力を有するものは、この要領の相当規定によって行われた手續その他の行為とみなす。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から実施する。

2 条例第18条第1項、第27条第1項若しくは第34条第1項に基づく請求（以下「開示請求等」という。）に対する決定又は開示請求等に対する不作為に係る審査請求であって、この要領の施行前にされた決定又はこの要領施行前にされた開示請求等に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。